

サザンアジア・ オールスター株式ファンド

追加型投信/海外/株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(注))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

注・・・株式 一般

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。
《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円(平成23年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆9,232億円(平成23年2月末現在)

受託会社 **中央三井アセット信託銀行株式会社** [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『サザンアジア・オールスター株式ファンド』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年4月25日に関東財務局長に提出しており、平成23年4月26日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

新光投信株式会社

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時～午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの目的>

■主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 中国(主として香港、マカオなどの華南地域※)ならびに東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムなど)の株式に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。



当ファンドでは、中国・インドには含まれた右図の枠内の地域を「サザンアジア」と呼称します。

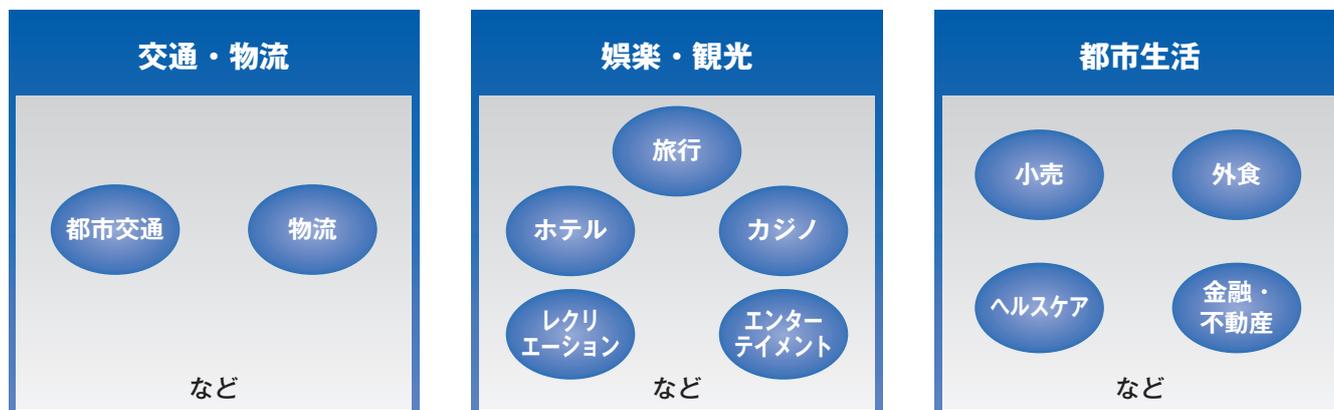
「サザンアジア」は当該地域に対する新光投信の造語です。

※華南地域(華南)とは、当ファンドでは、香港、マカオおよび中国南部の広東省、海南省、福建省を指します。

2. 投資対象地域の、主としてサービス分野に関連する企業の株式に、実質的な投資を行います。

- ◆かつて生産拠点として成長の端緒を切り開いたこの地域は、巨大新興国に隣接する地理条件、温暖な気候といった優位性を背景に、高付加価値のサービス分野を主軸として新たな成長期に入り、今後の更なる発展が見込まれます。
- ◆当ファンドは、特色ある成長性を有する華南地域および東南アジア諸国の、サービス分野を中心とする企業の株式に投資し、中長期的な収益の獲得を目指します。

当ファンドで注目する主なサービス分野



※当ファンドで注目するサービス分野とは、人々に対して、快適さ、心地良さなどをもたらすサービスや商品を取り扱う産業全般を指し、製造業を排除するものではありません。

3. 2本のファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。

◆国内籍投資信託「新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)」を通じて中国(華南地域)の株式に、ケイマン諸島籍外国投資信託「TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド(以下「東南アジアファンド」という場合があります。)」を通じて東南アジア諸国の株式に投資するファンド・オブ・ファンズです。

◆マザーファンドは新光投信株式会社が運用を行い、東南アジアファンドは東京海上アセットマネジメント投信株式会社(TMA)と、シンガポールを拠点とするTokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.(TMAI)が共同で運用を行います。

※詳しくは後述の「東南アジアファンドの運用会社について」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とし、各投資信託証券への投資割合は、それぞれの投資対象市場の規模などを勘案して決定します。当ファンド(サザンアジア・オールスター株式ファンド)の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ40%から60%の範囲内とします。

◆投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

◆東南アジアファンドへの投資にあたっては、東京海上アセットマネジメント投信株式会社から投資助言および情報提供を受けます。

※東南アジアファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<東南アジアファンドの運用会社について>

東京海上アセットマネジメント投信株式会社(TMA)

東京海上アセットマネジメント投信株式会社は、1985年に設立された東京海上日動火災保険株式会社の100%子会社です。独自の徹底的な調査と分析を投資の原点におき、高い運用収益を追求するため、企業調査、マクロ調査、計量分析などのリサーチに重点をおいた運用体制を構築しています。

Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd. (TMAI)

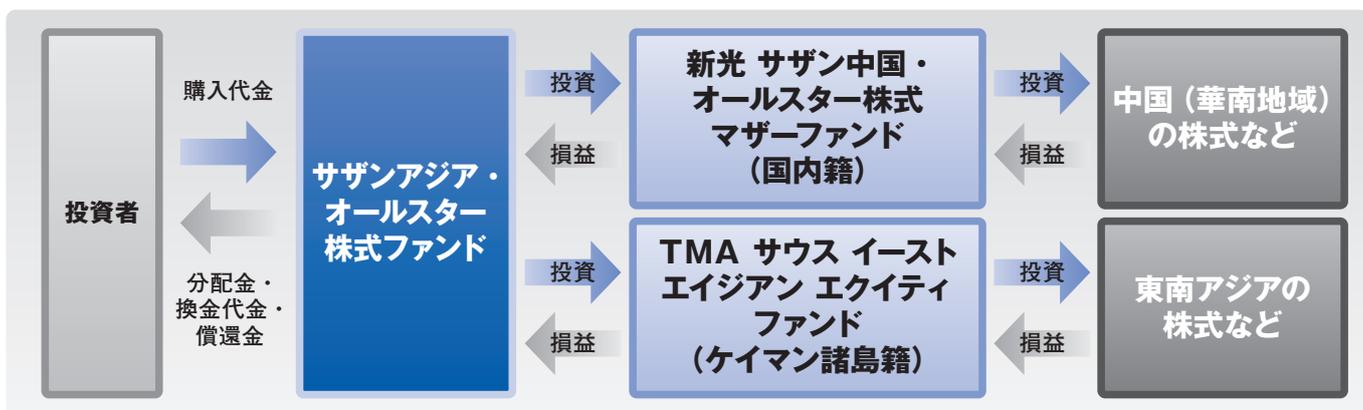
TMAIは、1997年に東京海上アセットマネジメント投信株式会社の100%出資により設立されたシンガポール現地法人であり、アジア・オセアニア地域の株式運用などを行っています。経験が豊富で、かつ、現地の経済事情に精通したアナリストによるボトムアップ・アプローチを投資の原点としています。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※東南アジアファンドの受益証券は円建てで発行されます。

追加的記載事項

当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

1. マザーファンドの概要

ファンド名	新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド (以下、当概要において「当ファンド」といいます。)
形態	国内籍親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として中国（香港、マカオ、中国本土）のサービス分野に関連する企業の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 個別銘柄の選定にあたっては、ボトムアップ・リサーチを中心とする分析を通じて、高い成長が見込まれる銘柄を発掘し、投資を行います。 株式の組入比率は、高位とすることを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	かかりません。
信託設定日	平成19年1月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

2. 東南アジアファンドの概要

ファンド名	TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド (以下、当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託/円建受益証券
主な運用方針	東南アジア諸国のサービス分野を中心とする企業の株式などへの投資により、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資制限	・同一企業が発行する株式への投資は、取得時において純資産総額の10%を超えないものとします。 ・投資信託証券への投資は、取得時において純資産総額の5%を超えないものとします。
信託期間	2156年11月23日まで
運用開始日	2006年12月4日
クローズド期間	なし
決算日	原則として毎年6月20日
収益分配方針	収益などを勘案し、分配を行うことがあります。
取得制限	ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されます。
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.62%を乗じて得た額が投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。この他、ファンドは株式などの売買委託手数料等取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用（保管銀行に対する報酬は含まれません）、投資信託財産に関する租税などを負担します。 受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対する報酬、監査報酬、法的費用などは投資顧問会社が支払うものとします。
関係法人	受託会社 : Global Funds Trust Company 保管銀行、事務代行会社 : Nomura Bank (Luxembourg) S.A. 投資顧問会社 : 東京海上アセットマネジメント投信株式会社 副投資顧問会社 : Tokio Marine Asset Management International Pte.Ltd.

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成23年4月25日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年1回（毎年1月25日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

<基準価額の変動要因>

■当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、当ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

主な変動要因

カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 当ファンドは実質的に中国および東南アジアの市場に投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる場合があります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、当ファンドは先進国通貨以外の外貨建証券にも実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる場合があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク	当ファンドが組み入れる外国籍投資信託の設定地および当該外国籍投資信託が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

<リスク管理体制>

- ◆委託会社において、リスク管理に関連する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの 分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

2011年2月28日現在

<基準価額・純資産の推移>

2007年1月31日～2011年2月28日

<分配の推移>



2011年1月	50円
2010年1月	50円
2009年1月	0円
2008年1月	150円
-	-
設定来累計	250円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド	ケイマン諸島	日本円	49.37%
新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド	日本	日本円	49.17%
合計			98.54%

組入上位5銘柄(新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド)

銘柄名	業種	通貨	純資産比率
SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	香港ドル	5.01%
HUTCHISON WHAMPOA LTD	資本財	香港ドル	4.48%
HYSAN DEVELOPMENT COMPANY LIMITED	不動産	香港ドル	3.85%
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	香港ドル	3.80%
WHARF HOLDINGS LTD	不動産	香港ドル	3.61%

※世界産業分類基準(GICS)にしたがって記載しています。
 ※純資産比率は、新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

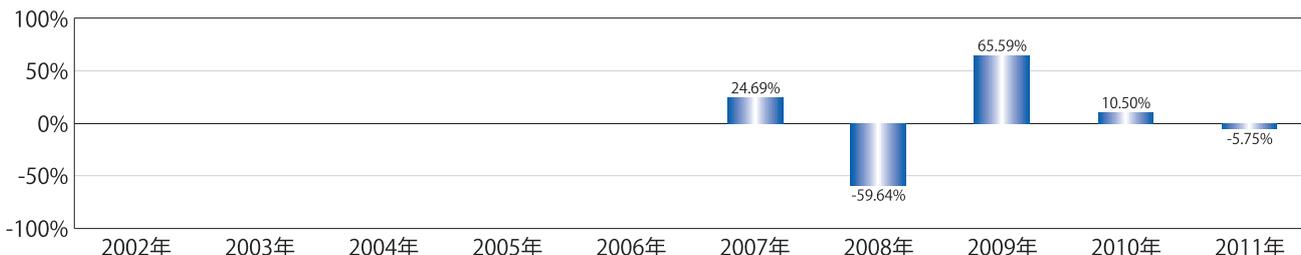
組入上位5銘柄(TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド)(2月25日現在)

銘柄名	業種	通貨	比率
KEPPEL CORP LTD	資本財	シンガポールドル	4.5%
CIMB GROUP HOLDINGS BHD	銀行	マレーシアリングgit	4.3%
SEBACORP INDUSTRIES LTD	資本財	シンガポールドル	3.8%
MALAYAN BANKING BHD MAYBANK	銀行	マレーシアリングgit	3.7%
ABOITIZ POWER CORP	公益事業	フィリピンペソ	3.7%

※東京海上アセットマネジメント投信株式会社からの情報を基に作成しています。
 ※比率はTMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2007年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどをご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成23年4月26日から平成24年4月25日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金の非受付日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・香港証券取引所の休業日 ・ルクセンブルグの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成29年1月25日まで(平成19年1月31日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回った場合、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。 当ファンドが主要投資対象とする東南アジアファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、当ファンドを繰上償還します。 ・東南アジアファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・東南アジアファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合
決算日	毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15% (税込) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.365% (税込) を乗じて得た額とします。</p> <p>なお、投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた当ファンドの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年率1.613%~1.737% (税込) 程度となります。</p> <p>運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。</p> <p><ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用 (信託報酬) の配分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信託報酬 (対純資産総額・年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社^(注1)</td> <td>0.5565% (税込)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.7350% (税込)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0735% (税込)</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>0.248%~0.372%^(注2)</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担^(注3)</td> <td>1.613%~1.737% (税込・概算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 委託会社の信託報酬には投資顧問会社 (東京海上アセットマネジメント投信株式会社) に対する報酬 (年率0.0126%~0.0189% (税込) 程度) が含まれています。</p> <p>(注2) 東南アジアファンドの組入比率を40%~60%として概算したものです。マザーファンドの信託報酬はありません。</p> <p>(注3) 「実質的な負担」は、概算の数値です。実際の運用管理費用 (信託報酬) は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p>		信託報酬 (対純資産総額・年率)	委託会社 ^(注1)	0.5565% (税込)	販売会社	0.7350% (税込)	受託会社	0.0735% (税込)	投資対象とする投資信託証券	0.248%~0.372% ^(注2)	実質的な負担 ^(注3)	1.613%~1.737% (税込・概算)
		信託報酬 (対純資産総額・年率)											
委託会社 ^(注1)	0.5565% (税込)												
販売会社	0.7350% (税込)												
受託会社	0.0735% (税込)												
投資対象とする投資信託証券	0.248%~0.372% ^(注2)												
実質的な負担 ^(注3)	1.613%~1.737% (税込・概算)												
その他の費用・手数料	<p>上記以外にファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管などに要する費用を、その都度、投資信託財産が負担します。</p> <p>また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券などの売買手数料などがかかります。</p> <p>「その他の費用・手数料」については、定時に見直されるものや売買条件などに応じて異なるものがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。</p>												

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

※上記は、平成23年2月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

